ガス事業法第48条第1項ただし書の規定による 託送供給約款の制定不要の承認について

関東経済産業局長から、渋川ガス株式会社(法人番号 6070001017675)、沼田ガス株式会社(法人番号 2070001023025)、秩父ガス株式会社(法人番号 9030001090822)、銚子瓦斯株式会社(法人番号 9010001050431)、房州瓦斯株式会社(法人番号 3040001073922)、総武ガス株式会社(法人番号 2040001061721)、佐渡ガス株式会社(法人番号 1110001027518)、大町ガス株式会社(法人番号 6100001017184)、信州ガス株式会社(法人番号 4100001022509)、伊東ガス株式会社(法人番号 8080101013191)、下田ガス株式会社(法人番号 2080101014492)によるガス事業法第48条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認申請に関する、同法第177条第1項第10号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。)における当該承認に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該承認申請について、承認をすべきと考えられるため、別紙の通り関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

官印省略20250219 関東第 1 号令和 7 年 2 月 2 5 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款の制定不要の承認について(回答)

令和7年2月18日付け20250212 関東第51号により、貴職から当委員会に 意見を求められたガス事業法第48条第1項ただし書の規定による託送供給約 款制定不要に係る承認については、承認することに異存ありません。